

日野市学校水泳授業等の在り方検討委員会設置要綱

令和8年5月1日制定

(設置)

第1条 日野市立学校設置条例（昭和39年条例第20号）別表第1及び別表第2に定める日野市立学校（以下「学校」という。）における水泳授業等の将来を見据えた今後の在り方について検討するため、日野市学校水泳授業等の在り方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を教育委員会に報告するものとする。

- (1) 学校の水泳授業等の今後の在り方に関すること。
- (2) その他教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから教育長が任命又は委嘱する委員15人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 小中学校の教職員
- (3) 小中学校の児童生徒の保護者
- (4) 市職員
- (5) その他教育長が必要と認める者

(任期等)

第4条 委員の任期は、任命又は委嘱した日から、第2条に規定する所掌事項が完了する日までとする。

- 2 委員に欠員が生じた場合、必要に応じて委員を補充することができる。
- 3 教育長は、委員が職務の遂行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、委員会に諮り、その委員の委嘱等を解くことができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、学識経験者である委員が当たる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 委員長に事故がある場合又は委員長が欠けた場合においては、委員長のあらかじめ指定する委員がその職務を行う。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会において会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(守秘義務)

第7条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(謝礼金)

第8条 委員が委員会に出席したときは、謝礼金として別に定めた額を支払う。ただし、小中学校の教職員及び市職員にはこれを支払わない。

(関係者の出席等)

第9条 委員会は、所掌事項を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第10条 委員会は、円滑な協議及び検討ができるよう作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、委員会の認める者をもって組織する。

3 第8条の規定は、作業部会について準用する。

(会議の公開と会議録の作成)

第11条 委員会の会議は、公開する。ただし、委員会は、公開することにより公平かつ円滑な議事運営に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

2 委員会は、会議に際し、会議録を作成しなければならない。ただし、作業部会につい

ては、その限りでない。

(報告)

第12条 委員会は、必要に応じて会議の内容を教育委員会に報告するものとする。

(庶務)

第13条 委員会の庶務は、教育部教育指導課において処理する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年5月1日から施行する。